

建物の所有者・関係者のみなさまへ

# 必要です!ご存知ですか?

防火管理者

消防計画

消防訓練

火災予防

消防用設備  
点検・報告

防 炎

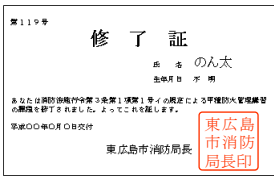
危険物  
貯蔵・取扱

東広島市消防局からのお知らせです



## 防火管理者とは

建物を火災から守るための防火責任者のこと！  
この防火管理者には資格が必要です。



『防火管理新規講習』を受講すると資格が取れます。お店や飲食店が入っている建物、デイサービスや民宿にも防火管理者が必要です！

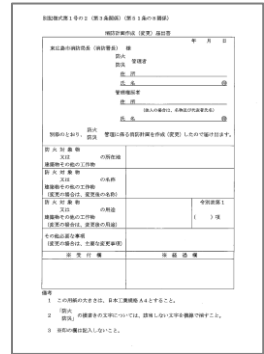
## 防火管理再講習とは

防火管理者のなかでも、病院・ホテル・飲食店・店舗で従業員と客の合計が300人以上の建物の防火管理者は、5年ごとに再講習を受けなければなりません。



## 消防計画とは

火災を予防するために職場の中で決めておく計画のこと。  
火事が起きた時、「誰が消火器使う？」「119番通報誰がする？」など、いざという時迷ってしまうことや、「消防訓練いつしようか？」「防火戸の開閉チェック担当は誰がええ？」など、日ごろのチェック体制や火元責任者などを決めておく火災予防に関する計画書のことです。



## 消防訓練とは



小学生のとき「給食室から出火しました！」「理科室から…」と想定の下、避難訓練をしたことはありませんか？  
まさしくあれが消防訓練です！  
その他にも消火器などを使った消火訓練や、実際に119番通報をする通報訓練を併せて『消防訓練』といいます！



## のん本の消火器まめ知識

Q 古くなった消火器、どうしたらいいの？

A 現在、消火器はリサイクルされます！リサイクルシールを確認して消火器販売店など特定窓口へ持ち込んでください！



詳しくは、(株)消火器リサイクル推進センターまで！

<http://www.ferpc.jp/>



Q 消火器は消防用設備等の点検が必要なの？

A ここに書いてある、使用期限はあくまでも安全にこの消火器が使用できるであろう期限を書い

ているものです！  
点検をしなくてもよいという訳ではありません！



## 防災物品とは

防災物品とは、火が着いても燃え広がりにくい防災性能があるカーテンやじゅうたん等のこと。カーテンのように垂れ下がっているものは、それら自身が燃えることがある上に、いったん火が着くとその火が駆け上がって、火災を消し止めることを困難にします。

また、じゅうたんなどは、タバコなどの火が着きやすく室内に燃え広がる原因にもなります。

不特定多数の人が出入りする建物で使用されるカーテンやじゅうたんは、防災物品を使わなければなりません。

### 燃え方の違い(カーテンの例)

カーテンを着火して1分経過した状況です。防災物品のカーテンは発火していません。



### 防災物品とするものの種類

カーテン・布製ブラインド・じゅうたんなど

### 防災物品ラベル



防災物品にはこのラベルがついてます

詳しくは、公益財団法人  
日本防災協会まで

<http://www.jfra.or.jp>



## 危険物の貯蔵・取扱いとは

危険物とは、ガソリン、灯油、軽油などのこと。これらは、「火災の原因になりやすい。」「火災のとき消火が難しい。」ということから、取り扱いや保管方法が消防法などで決められています。ガソリンなど危険物を取り扱ったり、保管する場合は数量によって、消防署へ届出が必要になります。

例えば、事業所でガソリンを40ℓ以上保管すると届出が必要！  
また、灯油を200ℓ以上保管すると届出が必要です。

※危険物を貯蔵・取り扱う場合は建物の構造など規制がかかる場合があります。

ガソリン  
40ℓ以上

灯油  
200ℓ以上



花火大会会場で、露店関係者が発電機に燃料を補給する際に、ガソリン携行缶からガソリンが噴出し、周囲の観客に降りかかるとともに、露店に引火し爆発的に燃焼し、死者及び負傷者が多数発生しました。ガソリンの貯蔵・取扱いについては細心の注意が必要です。

## ガソリンは 金属製携行缶へ!



### 【注意事項】

- ガソリンの噴出に注意
- 直射日光の当たる場所、高温の場所で保管しない
- 周囲の安全を確認
- ふたを開ける前にエア抜きをする





# 消防設備点検・報告とは

消火器や自動火災報知設備（住宅についている火災警報器とは違います…）誘導灯などを消防用設備といいます。

いざというときに作動しなければ、せっかく付いていても意味がありません。そこで、これらの消防用設備は定期的に点検し、その報告を消防署へするようになっていきます。点検の結果、不良箇所があった場合、すみやかに改修や整備をしてください！消防設備士でなければできない改修工事や整備があります。

**Q** では、いつ、だれが点検・報告はするの？

**A** 機器点検：6ヶ月ごと（外観や機器の機能を確認）

総合点検：1年ごと（機器を作動させて、総合的な機能を確認）

点検者：延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物、工場、事務所、共同住宅、倉庫、学校等は**消防設備士**または**消防設備点検資格者**が点検を行う必要があります。

それ以外の防火対象物（建物）であっても、専門的な知識・技能を必要とするため、

**消防設備士**または**消防設備点検資格者**が点検することを推奨しています。

報告者：防火対象物（建物）の関係者（所有者・管理者・占有者）

報告期間：防火対象物（建物）の用途によって決まっています。



## 消防用設備等の報告期間

防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果の報告期間	防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果の報告期間	
(1)	イ 劇場等	1年に1回	(9)	イ 特殊浴場	1年に1回	
	ロ 公会堂等			ロ 一般浴場		
(2)	イ キャバレー等		(10) 停車場等	(12)	イ 工場等	3年に1回
	ロ 遊技場等		(11) 神社・寺院等		ロ 映画又はテレビスタジオ	
	ハ 性風俗特殊営業店舗等		(13)		イ 駐車場等	
	ニ カラオケボックス等				ロ 航空機格納庫	
(3)	イ 料理店等		(14)	倉庫	1年に1回	
ロ 飲食店等	(15) 事務所等					
(4)	百貨店等		(16)	イ 特定複合用途防火対象物	1年に1回	
(5)	イ 旅館等			ロ 非特定複合用途防火対象物	3年に1回	
(6)	イ 病院、診療所、助産所	1年に1回	(16の2) 地下街	1年に1回		
	ロ 自力避難困難者入所福祉施設等		(16の3) 準地下街			
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等		(17)	文化財	3年に1回	
	ニ 幼稚園等			(18) アーケード		
(7)	学校	3年に1回				
(8)	図書館等					



は特定防火対象物  は非特定防火対象物



所有、管理する建物で、用途変更（部分的な用途変更も含む。）、増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、最寄の消防署へ必ずご相談ください。これらの変更や工事を行ったことにより、消防法令違反の対象となることがあります。

問い合わせ先

東広島市消防局予防課  
TEL082-422-6341  
竹原消防署庶務予防係  
TEL0846-23-0119

東広島消防署庶務予防係  
TEL082-422-6567  
大崎上島消防署  
TEL0846-65-2056